

# 都城商工会議所まちなか回遊キャンペーン事業実施要領

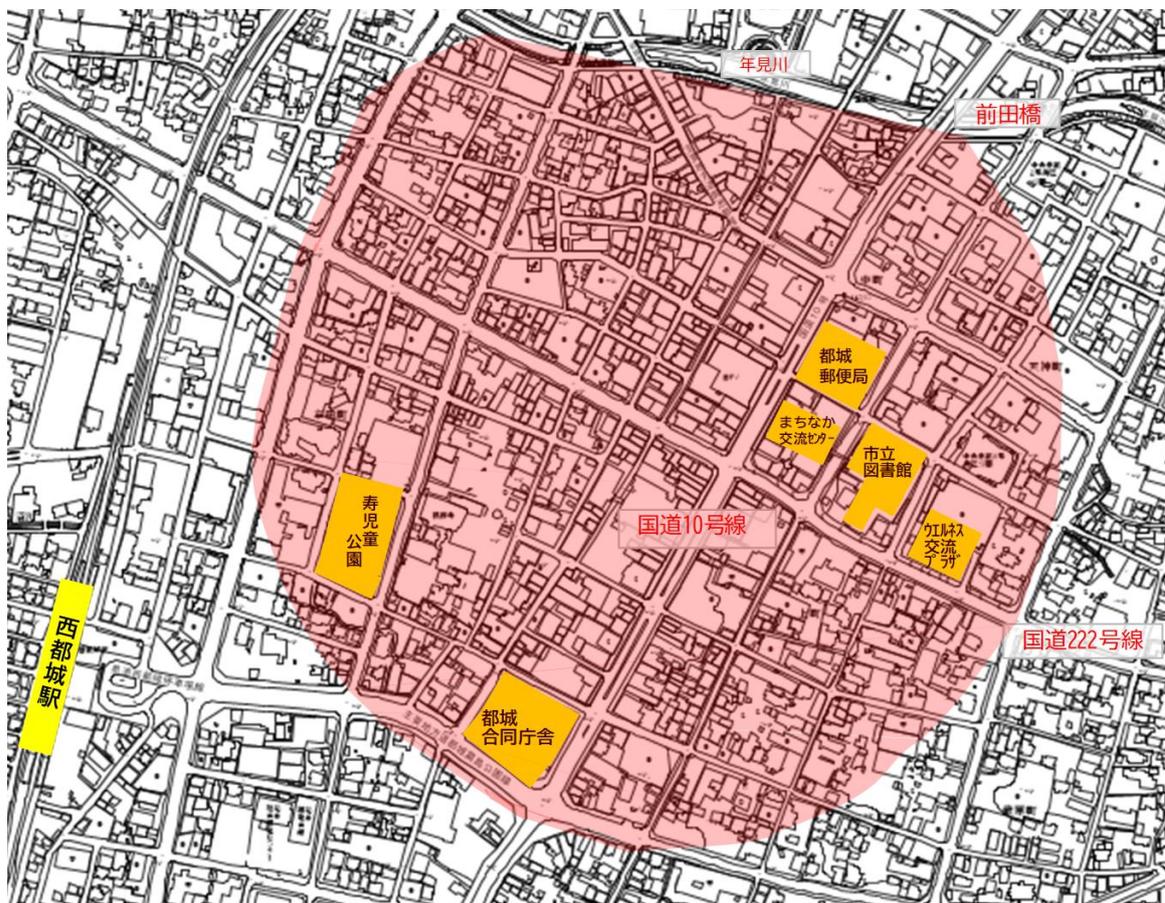
## 1 目的

本事業は、PayPay 株式会社が提供するバーコード決済サービス（以下「サービス」という。）を利用した期間限定のキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施し、サービス利用者に中心市街地内の魅力ある店舗の存在を気付かせ、サービス利用による回遊の促進を図ることにより、中心市街地の活性化に資することを目的とする。

## 2 事業の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業名      | 都城商工会議所まちなか回遊キャンペーン事業   |
| (2) 事業主体     | 都城商工会議所   |
| (3) キャンペーン期間 | 令和5年8月1日（火）0：00～令和5年8月31日（木）23：59   |
| (4) 発行方式     | キャンペーン期間中に、サービスを利用して対象店舗で対象決済方法で商品代金等を決済した者に対して、プレミアム分のポイントを発行する。   |
| (4) プレミアム率   | 決済金額の20%<br>ただし、決済1回当たり1,000ポイント、キャンペーン中2,000ポイントを付与上限とする。  |
| (5) 対象決済方法   | PayPay 残高、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カードを含む）、PayPay あと払い、PayPay あと払い（一括のみ）またはキャンペーン期間中に追加された新たなサービス。ただし、PayPay 商品券は対象外とする。   |
| (6) 対象店舗     | 上町、中町、牟田町、蔵原町、天神町、松元町及び宮丸町のうち、次項対象エリア図内に位置する店舗で、サービスを導入しているもの。ただし、次の各号いずれかに該当する店舗は除く。<br>①全国的規模で複数の地域に展開しているチェーン店舗。<br>ただし、本社が宮崎県内にある店舗は除く。<br>②全国的規模で複数の地域に展開しているフランチャイズチェーン店舗。<br>ただし、フランチャイズ本部が宮崎県内にある店舗は除く。<br>③個人及び法人役員等が宮崎県暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第18号）に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当するもの。<br>④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの。<br>⑤その他、本事業の目的にそぐわないと判断される店舗。 |

## 【対象エリア】



### 3 キャンペーンの使用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (2) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (3) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、その他の換金性の高いものの購入
- (4) たばこの購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第122号)第2条第5項に  
規定する性風俗関連特殊営業への支払
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- (7) 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (8) 生命保険料・損害保険料等の保険料の支払
- (9) 医療保険や介護保険等の一部負担への支払(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的にそぐわないと判断されるもの  
(宿泊料金の支払、学習塾・教室等の月謝の支払など)

#### 4 その他

サービス利用者及び対象店舗の遵守事項等は、それぞれ「PayPay サービス利用規約」及び「PayPay 加盟店規約」に定めるものとする。

その他、「都城商工会議所まちなか回遊キャンペーン事業実施要領」に記載のない事項については、必要に応じて協議のうえ定める。

#### 5 問合せ先

都城商工会議所 振興課

〒885-8611 都城市中町 17 街区 2 号 TERRASTA 2F

T E L 0986-23-0001

F A X 0986-23-7222